

危険物等海上運送基準検討会 第1回検討会 議事要旨

1. 日時： 平成22年7月7日（水） 13：30～16：00

2. 場所： 中央合同庁舎2号館15階会議室

3. 出席者：

（委員） 新井委員、太田委員、大前委員、田村委員、半田委員、松木委員、
松村委員、三宅委員、山本委員

（事務局等） 森技術審議官、 検査測度課 秋田課長、近藤室長、武藤課長補佐、重松係長

4. 議事概要

（1）開会等

・森技術審議官からの開催の挨拶の後、委員長を選出が行われ、田村委員が委員長に選出された。続いて、事務局より配布資料の確認が行われた。

（2）危険物等海上運送基準検討会について

・事務局から危険物等海上運送基準検討会の概要（資料1-1-2から資料1-1-5）について説明が行われた。

（3）危険物及び固体ばら積み貨物の運送に関する動向について

・事務局から危険物等の海上輸送に係る規則体系（資料1-2-1）について説明が行われた。
・事務局から国際海事機関（IMO）における「危険物・固体貨物・コンテナ小委員会」の最近の動向（資料1-2-2）について説明が行われた。
・三宅委員から国連危険物輸送・分類調和専門家委員会の最近の動向（資料1-2-3）について説明が行われた。

（4）特殊貨物船舶運送規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の改正について

・事務局から国際海上危険物規程（IMDGコード）第35回改正に伴うもの（資料1-2-4）及び国際海上固体ばら積み貨物規則（IMSBCコード）強制化に伴うもの（資料1-2-5）について説明が行われた。委員より少量危険物用表示の様式変更に関して影響が多岐に渡るため経過措置を設定してはどうかとの指摘があった。

（5）検討課題及び検討の進め方について

・事務局から固体ばら積み貨物関係について、IMSBCコード未掲載貨物の危険性の評価及び運送要件の決定が検討課題であることが説明された（資料1-3-1）。続いて、IMSBCコード未掲載貨物を運送するための手続き（資料1-3-2）、未掲載貨物の申請状況（資料1-3-3）及び固体ばら積み貨物査定WGの設置について（資料1-3-4）の説明が行われた。この中で、IMSBCコード未掲載貨物の評価等については、①危険性評価の方針及び運送要件の決定方針については検討会で審議・決定すること、②個々のIMSBCコード未掲載貨物の危険性の評価及び運送要件の審議・決定については検討会の下に固体ばら積み貨物査

定検討WGを設置して審議・決定することが事務局から提案され、了承された。

- ・IMSBCコード未掲載貨物の種別の判定目安と判断基準（資料1-3-5）及び液化貨物の判定の目安（資料1-3-6）について説明が行われた。委員から、蒸気を発生する物質の吸入毒性試験による判定基準について「半数致死濃度が飽和蒸気濃度の5倍以下」とあるが、物質は飽和蒸気濃度以上に蒸発しないのでおかしいのではないかと指摘があり、事務局が確認することになった。以上の審議の後、未掲載貨物の危険性評価の方針について了承された。続いて運送要件の決定方針（資料1-3-7）について説明が行われた。委員から、運送要件の決定に当たって考慮すべき事項として安全運送実績が挙げられているが、新規に運送する物質については運送実績がないことから、資料1-3-7の1.に掲げられたもの以外の追加的事項も検討する必要があるのではないかと指摘があった。以上の審議の後、運送要件の決定方針について了承された。
- ・事務局から個品危険物関係の検討課題（資料1-3-8）の説明及び検討課題の概要の紹介が行われた（資料1-3-9及び資料1-3-10）。この中で、個別の案件に関する審議は検討会のもとに従来より設置されている個品危険物査定検討WGにおいて行うことが事務局から提案され、了承された。

（以上）